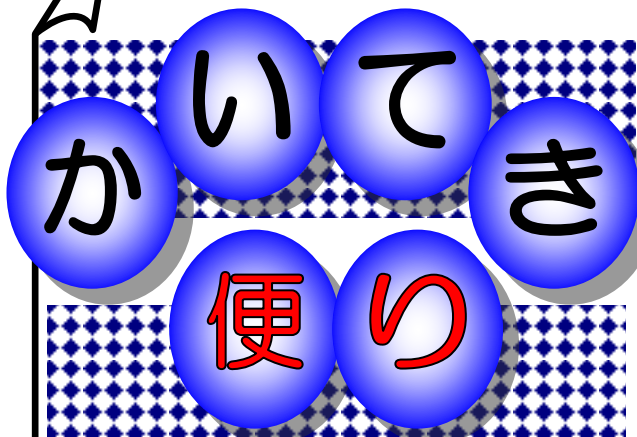


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



令和3年6月1日発行 第203号

- お知らせ
- ・ユニバーサルデザイン情報サイトのWebアンケートにご協力ください
- ・令和3年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・福祉用具専門相談員指定講習会を開催します！
- ・「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和3年度第1期)の宣言事業所を募集しています！
- ・令和3年度 介護サービス事業管理者高齢者権利擁護研修
- ・「高齢者虐待防止研修」(居宅系サービス向け)
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
- ・社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業のご案内
- ・令和3年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業
- ・キャリアパス導入促進事業補助金 事業計画書の受付を開始します！
- ・【新規事業】令和3年度介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金について

お知らせ

○ ユニバーサルデザイン情報サイトのWebアンケートにご協力ください

都内のユニバーサルデザイン情報・バリアフリー情報が一元的に閲覧できるポータルサイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」(略称:UDナビ)では、よりよいサイトづくりを目指し、Webアンケートを実施しています。

皆様のご意見をぜひお寄せください。抽選で40名様に1,000円分のクオカードを進呈いたします。ご回答はHPよりお願いいたします。

- 【期間】 5月21日(金)から6月20日(日)まで
- 【問合せ先】 公益財団法人東京都福祉保健財団
福祉情報部 福祉情報室 ユニバーサルデザイン担当
- 【TEL】 03-3344-8534
- 【HP】 <https://www.udnavi.tokyo/>



駅構内の段差のないルートやだれでもトイレの場所、おでかけ先の施設の情報など、様々なホームページに掲載されているユニバーサルデザイン情報とバリアフリー情報を集めた、外出時に必要な情報をお届けするポータルサイトです。

ぜひご利用ください。

Webで検索

QRコードで検索

UDナビ



○令和3年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和3年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<R3年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	9月30日(木)必着 ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>6月以降新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>6月以降新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	<u>6月以降に看護職員が産休等で休業することになったステーション等は、代替職員を任用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(4) 新任訪問看護師(★)育成支援事業 ※補助金を活用するためには、管理者指導者育成研修の「育成定着推進コース」の修了が要件です。 ★ <u>新卒に限らず</u> 、訪問看護が未経験であれば対象です。	今年度受付終了しました。

その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接申込んでください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)【新規】育成定着推進コース 今年度受付終了しました。 (2)その他コース 11月～12月頃実施予定 詳細は別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護師オンデマンド研修事業	★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html ★相談受付実施中！ ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。
	訪問看護人材確保事業	詳細は別途ご案内いたします

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までとします。
また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

【ホームページ】東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>)

【お問合せ先】

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

○福祉用具専門相談員指定講習会を開催します！

お知らせ

「福祉用具専門相談員」の資格を取るための講習会を開催します。

受講を希望される方は下記の申込方法をご確認の上、**公益財団法人東京都福祉保健財団**までお申し込みください。

※福祉用具専門相談員とは？

- ・福祉用具貸与・販売事業所に2名以上の配置が義務付けられている。
- ・福祉用具の選定・適合支援、点検、相談などの業務を行う。

1、内容

(1)50時間のカリキュラムを全て受講

経験豊かな講師陣による「介護保険制度」や「福祉用具専門相談員の役割」、「福祉用具に関する知識・技術」などの座学・実技講義を受講できます。

(2)修了評価(筆記により実施)

講習最終日に修了評価を行います。

(3)修了証書及び修了証明書を交付

修了評価(筆記により実施)により必要な知識・技術等の習得が十分であると認定された方に対し、「福祉用具専門相談員」としての資格証明書を交付します。

※詳細内容については、東京都福祉保健財団HP(下記URL参照)でご確認ください。

※なお、カリキュラムの編成は変更することがありますのでご了承ください。

2、受講対象

特別な受講資格等は必要ありません。

福祉用具専門相談員として従事することを希望する方

福祉用具を詳しく学びたい方

福祉分野への就職を希望される方・・・など、どなたでも受講できます。

3、講習日程

令和3年8月18日(水)から20日(金)及び、23日(月)から27日(金)まで <全8日間>

9時30分～17時45分(初日9時15分からオリエンテーション)

開始、終了時間は日によって多少異なります。講習日程の概要をご覧ください。

4、講習会場

東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 19 階

公益財団法人東京都福祉保健財団 多目的室1

5、定員

60名(先着順)

6、受講料

30,000円(テキスト代含む)

7、申込期間

令和3年5月25日(火) ～ 8月3日(火)

8、申込手順

(1)財団HP(https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shitei/)から**募集要領をダウンロード**

↓
(2) 募集要領の最終項にある「福祉用具専門相談員指定講習会受講申込書」に必要事項を記入

↓
(3) メール(yougumoushikomi@fukushizaidan.jp) 又はFAX(03-3344-8531)にて申込書を送付

【お問い合わせ】

詳細は、財団HP(https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyogu/k_shitei/)をご参照ください。

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 地域支援担当 電話03-3344-8514

○「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言」(令和3年度第1期)の 宣言事業所を募集しています！

お知らせ

1 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を募集しています(令和3年度第1期募集)

TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所を以下の日程で募集しています。職場宣言事業所となり、宣言情報を公開した事業者様には、【職場宣言事業限定デザインのハローキティートートバッグ】をプレゼントいたします！事業者の皆様は、この機会にぜひご申請ください。

【申請期間】 **令和3年7月30日(金)まで** 必着

【提出先】 (公財)東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室
宣言情報公表担当あて
〒163-0713 東京都新宿区西新宿 2-7-1
小田急第一生命ビル 13階



【申請方法】 東京都福祉保健財団ホームページを参照の上、必要書類を東京都福祉保健財団へご提出ください。

※東京都福祉保健財団ホームページはこちら> <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/shinsei/>

2 スタートアップセミナーを動画でご視聴いただけます！

職場宣言の申請にあたって御覧いただきたいスタートアップセミナーの動画を、以下のページで公開しています。動画では、職場宣言の概要や取組のポイント、申請手続きやふくむすびの操作方法等をご説明しています。

お手元のパソコンやスマートフォンなどで、お気軽にスタートアップセミナーを受講することができます。職場宣言の申請をお考えで、スタートアップセミナー未受講の事業者の方、スタートアップセミナーは受講済みだけれど申請手続きなどを再確認したいという事業者の方は、ぜひご視聴ください！

※スタートアップセミナー動画は、こちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1574902847799/index.html>

※申請に関するご相談の受付等はこちら>

<https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/startup/>



3 TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

本事業は、働きやすい職場づくりに取り組むことを宣言する高齢・児童・障害分野等の事業所の情報を広く公表することで、人材の確保と定着を応援する制度です。

(1) 仕組み

働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組む事業所を「TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業所」として応援します。宣言事業所の情報は、書類審査・現地確認を行った上で、ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)で広く情報発信しています。

※ふくむすび(東京都福祉人材情報バンクシステム)はこちら>

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.lg.jp/www/contents/1001000000001/index.html>

(2)宣言していただくと…

宣言事業所に配付する宣言マークや公表通知書を活用して働きやすい職場づくりに取り組む事業所としてPRできるほか、ハローワークでの求人票にも宣言事業所である旨を記載していただけます。

既に宣言している事業者さんからは、「採用が増えた！」「宣言マークが入職の決め手になったとのことだった！」「定着率が上がった！」などの声をいただいています。名刺やパンフレットに記載したり、法人のWebサイトに掲載したりと、ぜひ積極的にご活用ください！



宣言マーク



公表通知書



宣言事業所用バナー

※ふくむすびの事業所ページへのリンクを設定できます。

4 その他

詳細は、下記のHPでご紹介しています。ぜひご覧ください。

【東京都福祉保健財団ホームページ】 <https://www.fukushizaidan.jp/204sengen/>

○ 令和3年度 介護サービス事業管理者高齢者権利擁護研修 「高齢者虐待防止研修」(居宅系サービス向け)

お知らせ

東京都では、適切な事業運営により、高齢者虐待の防止及び権利擁護の推進が図られるよう、高齢者虐待の防止に取り組む際に必要な知識や情報及び技術等を学び事業所自らが取組めるよう、研修会を実施しています。

研修の詳細は、対象事業者に別途郵送しております。

【日程・会場】

第1回:令和3年8月13日(金) なかのZERO大ホール

第2回:令和3年11月17日(水) ルネこだいら大ホール

【研修内容】

<講義動画視聴>

講義1「高齢者虐待防止と権利擁護」

講義2「介護サービス事業所における高齢者虐待防止について」

<集合型研修> ※上記日程で実施予定。

- ・事例によるQ&A「高齢者虐待防止の実際」(助言者:弁護士)
- ・取組み報告(都内介護サービス事業所予定)

【対象】

居宅系介護サービス事業所の管理者及び責任者等

【申込方法】

令和3年6月14日(月曜日)までに「受講申込書」を実施機関あてにFAX

※対象事業者には、開催通知を郵送しております。

【実施機関(お問い合わせ先)】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 高齢者権利擁護支援センター
〒163-0719 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル19階

TEL 03-3344-8628

[東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課]

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎**高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法**

◎**周囲の方の『高齢者見守り』のポイント**

◎**被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)**

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2021年4月1日から2022年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「[くらしWEB\(下記\)](#)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ
その他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2021年4月1日から2022年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています

○「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」を実施しております。本事業では介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行います。

現在、申込を受け付けておりますので、以下のとおりご案内させていただきます。

※現時点での予定です。今後、変更になる可能性がありますので、予めご承知おきください。

(1) 支援内容

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所向けに、電話により無料相談を開設しています。社会保険労務士が丁寧に加算取得のためのアドバイスを行いますので、お気軽にご連絡ください。

また、訪問によるアドバイスも行っております。訪問によるアドバイスは事前予約となっております。まずは、電話にてご予約ください。

(2) 申込方法

以下のフリーダイヤルまで、ご連絡ください。

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

※毎週月・水・金(祝日を除く)9:30~16:30

※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。詳しくは下記の東京都社会保険労務士会のホームページに掲載されている、開催日カレンダーをご覧ください。

URL: https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syogukaizenkasan/

○令和3年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業

お知らせ

東京都では、介護保険事業所等に就職した介護業務未経験者等を計画的に育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、奨学金貸与を受けた者に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する介護事業所等を支援する事業を実施しております。

令和3年度は、対象職員の範囲等を拡充するとともに、補助金申請手続きも簡略化します。

ご興味のある法人様におかれましては、本事業の活用に向けて、本機会にぜひご検討ください。

※令和3年度は、説明会の開催に代えて、説明資料及び説明動画をホームページで公開します。

(令和3年6月目途)

＜昨年度からの主な変更点＞

1. 対象職員の範囲を拡充 ⇒ 新卒ではない介護業務未経験の方も対象になります！

対象職員の要件	令和2年度まで	令和3年度
令和3年4月1日現在、 学校等を卒業してから5年を経過していないこと	対象	対象 【令和3年度限り】
補助対象事業所の採用日以前に、 介護職員として通算6月以上勤務した経験がないこと。 (学生時代のアルバイト経験を除く)		対象 【新設要件】

※その他のすべての要件を満たすことが必要です。詳細は、以下「事業の概要」をご覧ください。

2. 対象となる奨学金の追加 ⇒ 高校の貸与型奨学金も対象になります！（高卒者も対象に！）

大学・大学院・短大・高等専門学校・専修学校に加え、高校の奨学金も新たに対象となります。

3. 補助金申請手続きの簡略化 ⇒ 事業計画書の提出が不要になります！

補助金交付までの書類提出は、交付申請書と実績報告書の計2回となります。

(令和3年11月頃 交付申請受付開始予定)

＜介護職員奨学金返済・育成支援事業の概要＞

【対象事業所】

令和3年4月1日現在、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)※」を有する都内の介護保険事業所等

※ 資格取得支援制度については、令和3年4月2日以降に創設した場合であっても、令和3年4月1日から適用する場合は対象となります。

【対象者】

以下(1)又は(2)のいずれかに該当する者。

(1) 次の①～⑥の要件をすべて満たす者 【令和3年度新規対象者】	(2) 次の①～④の要件をすべて満たす者 【継続対象者】
①令和3年4月1日現在、学校等を卒業している。 ②令和3年1月2日から令和4年1月1日までに補助対象事業者に常勤の介護職員(有期雇用を除く)として採用される。 ③介護福祉士となる資格を有していない。 ④奨学金を返済している。 ⑤補助対象事業所に在籍している。 ⑥以下のア又はイのいずれかに該当する。	①令和2年度の本事業の対象者であった者。(※) ②奨学金を返済している。 ③補助対象事業所に在籍している。 ④常勤の介護職員(有期雇用を除く)として勤務している。

ア (介護業務未経験) 【新設要件】	採用日以前に、介護職員として、 通算6月以上勤務した経験がない。 (学生時代のアルバイト経験を除く。)	※平成30年度又は平成31年度の対象者のうち、長期休業による奨学金返還期限猶予中の者等を含む。
イ (新卒者等) 【令和3年度限りの要件】	令和3年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。	

【補助条件】

介護事業者が、対象職員の育成計画を作成し、下表のとおり、当該職員が5年以内に介護福祉士の資格取得を目指す体制を整備することが条件となります。

資格	1年以内	介護職員初任者研修の修了
取得	3年以内	実務者研修の修了
	4年目・5年目	介護福祉士試験の受験

※昨年度からの継続対象者の補助条件は、上記と異なります。詳細は、交付要綱をご確認ください。

【補助期間】

1人当たり5年間を上限（上表のとおり資格取得を目指すことを条件とします。）

【補助基準額】

1人当たり年60万円を上限

※本事業を活用した事業者は、東京都ホームページ等でご紹介する予定です。

※本事業に関する概要資料や説明動画の公開、補助金申請スケジュール等につきましては、東京都福祉保健財団のホームページにてご案内させていただきます。

《問合せ先》

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部福祉人材対策室 介護人材育成担当

メール: syogakukin@fukushizaidan.jp

電話: 03-6302-0280

財団 HP: <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

※お問合せは、財団ホームページに掲載の「質問票」を用いて、FAX 又はメールにてお願いします。

《東京都所管課》

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当

電話: 03-5320-4267

○ キャリアパス導入促進事業費補助金 事業計画書の受付を開始します！

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、「東京都介護職員キャリアパス導入促進事業」を実施しております。本事業では、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援します。

このたび、介護プロフェッショナルキャリア段位制度を活用したキャリアパスの導入に係る経費の支援「キャリアパス導入促進事業費補助金」について、事業計画書の受付を開始いたしますので、ご案内させていただきます。

なお、本事業の新規受付は、令和3年度をもって終了いたします。

●事業概要

介護プロフェッショナルキャリア段位制度を活用し、レベル認定者に対する認定手当相当額等を支給した事業所に対し補助

※介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは、事業所や施設ごとに独自に行われている職業能力評価に、「キャリア段位制度」という共通のものさしを導入することで、介護分野での人材育成・定着促進を目指す制度です。

詳細は、下記「問合せ先等」に記載している一般社団法人シルバーサービス振興会のホームページをご確認ください。

【1】対象経費

- (1)レベル認定者への手当等経費 【必須経費】
- (2)アセッサーへの手当等経費 【必須経費】
- (3)キャリアパス導入体制づくり経費 【本経費のみの申請は不可】

経営コンサルタントによる、各事業所に合った人事制度等の改善に向けた研修や個別相談

【2】補助要件

- (1)令和3年度内に、レベル認定者及びアセッサーへ手当相当額を支給していること。
- (2)補助金を受ける初年度に、都が実施する事業所の管理者等を対象とした人事管理等に関するセミナーに参加すること。

※上記に定めた条件、その他交付要綱に定めた条件に反した場合には、補助金を交付しない。

【3】補助対象期間

原則として、補助金の交付を受けた初年度から起算して、3年間を上限。

ただし、上記補助期間内に新たにレベル認定者を輩出した場合は、最長で5年間まで延長。

●事業計画書の提出について

【1】提出方法

郵送にて、必要書類を提出してください。

【2】申請書類等

公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページに掲載しています。

[\(https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/1347-2/\)](https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/1347-2/)

【3】受付期間

5月17日(月曜日)から7月30日(金曜日)まで

【4】その他

・作成にあたり、上記ホームページに掲載する記入例やQ & A等をご確認ください。

●問合せ先等

【1】提出先・事業に関する問い合わせ先

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(補助金)

電話 03-3344-8532

【2】介護プロフェッショナルキャリア段位制度に関する問合せ先

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部

(URL:<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

お問い合わせはキャリア段位制度ホームページのお問い合わせフォームよりお願いします

○【新規事業】令和3年度介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金について

東京都では、都内で介護サービスを提供する施設・事業所(以下、「事業所」)が、外国人を円滑に受け入れるための支援を目的として、「外国人介護従事者受入れ環境整備事業」を実施しております。

本事業において、令和3年度から新規事業として「介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業」を実施しますので、ご案内いたします。

●補助対象事業所

都内に所在する介護サービスを提供する事業所

※国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除きます。

※介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除きます。

●補助要件

外国人介護職員1名以上を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に1月以上雇用すること

●補助対象事業

補助対象事業所が実施する、外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との相互の円滑なコミュニケーションの促進により、外国人介護職員の受け入れ環境を整備するための以下の取組です。

- (1) 介護マニュアルの作成(外国人介護職員の母国語への翻訳を含む。)
- (2) 介護業務マニュアルの購入
- (3) 多言語翻訳機の購入又はリース
- (4) 外国人介護職員の日本語学習
- (5) 日本人職員及び外国人介護職員の異文化理解の学習
- (6) 介護技能実習評価者養成講習の受講
- (7) その他コミュニケーションを促進し、外国人介護職員の受入環境を整備するために必要と考えられる取組

●補助基準額・補助率

1事業所当たり30万円 補助率2/3

●交付申請受付期間(予定)

第1回 8月上旬～9月上旬

第2回 11月下旬～1月上旬

●問合せ先

～本補助金に関することは、公益財団法人東京都福祉保健財団までお問い合わせください～

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL:03-3344-8627 (月曜日～金曜日 8:45～17:30)

HP: <https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

※要綱や補助金申請に係る手引き、交付申請関係書類等を6月下旬に上記ホームページに掲載予定です。事業の詳細(補助要件等)は、そちらをご確認ください。なお、予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。